

松江市告示第 44 号

松江市国民健康保険検診助成事業実施要綱（平成 17 年松江市告示第 53 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 6 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(対象となる検診)</p> <p>第 2 条 助成の対象となる検診は、次の各号に掲げる種別に応じ当該各号に定める検診を実施する機関(以下「実施機関」という。)が、第 1 号及び第 2 号に掲げるものにあつては実施機関の施設において、第 3 号に掲げるものにあつては移動検診車(一部の検査を車外の施設において行う場合を含む。)において行うもの(以下「施設検診」という。)とする。</p> <p>(1) 外来人間ドック</p> <p>ア <u>松江市立病院</u></p> <p>イ <u>松江赤十字病院</u></p> <p>ウ <u>松江生協病院(ふれあい診療所)</u></p> <p>エ <u>松江記念病院</u></p> <p>オ <u>島根県環境保健公社</u></p>	<p>(対象となる検診)</p> <p>第 2 条 助成の対象となる検診は、次の各号に掲げる種別に応じ当該各号に定める検診を実施する機関(以下「実施機関」という。)が、第 1 号及び第 2 号に掲げるものにあつては実施機関の施設において、第 3 号に掲げるものにあつては移動検診車(一部の検査を車外の施設において行う場合を含む。)において行うもの(以下「施設検診」という。)とする。</p> <p>(1) 外来人間ドック <u>松江市立病院、松江赤十字病院、松江生協病院(ふれあい診療所)、松江記念病院、島根県環境保健公社</u></p>

(2) 外来脳ドック

ア 松江市立病院

イ 松江赤十字病院

ウ 松江生協病院(ふれあい診療所)

(3) 集団人間ドック

島根県厚生農業協同組合連合会

(受診の方法)

第6条 前条の規定により受診票の交付を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、受診日当日、実施機関に決定通知書と松江市国民健康保険被保険者証を提出し、かつ、次の各号に掲げる検診の種別に応じ、当該各号に定める額を自己負担金として支払わなければならない。ただし、受診年度において40歳に達する者については、第1号及び第3号に定める自己負担金を免除するものとする。

(1) 外来人間ドック 8,000円(第2条第1項第1号イに定める実施機関が実施するものを女性が受診する場合は11,300円)

(2)・(3) 略

別記様式(第5条関係)

略

松江市国民健康保険 人間ドック 受診決定通知書  
脳ドック

(2) 外来脳ドック 松江市立病院、松江赤十字病院、松江生協病院(ふれあい診療所)

(3) 集団人間ドック 島根県厚生農業協同組合連合会

(受診の方法)

第6条 前条の規定により受診票の交付を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、受診日当日、実施機関に決定通知書と松江市国民健康保険被保険者証を提出し、かつ、次の各号に掲げる検診の種別に応じ、当該各号に定める額を自己負担金として支払わなければならない。ただし、受診年度において40歳に達する者については、\_\_\_\_\_自己負担金を免除するものとする。

(1) 外来人間ドック 8,000円(松江赤十字病院が実施するものを女性が受診する場合は11,300円)

(2)・(3) 略

別記様式(第5条関係)

略

松江市国民健康保険 人間ドック 受診決定通知書  
脳ドック

略	略
○受診日当日、実施機関にこの決定通知書と松江市国民健康保険被保険者証を提示してください。	○受診日当日、実施機関にこの決定通知書と松江市国民健康保険被保険者証を提示してください。
<u>○受診日までに松江市国民健康保険を脱退した場合、国保の資格喪失日以降はこの決定に基づく助成を受けることができません。速やかに市役所までご連絡ください。脱退した後に受診された場合は、全額自己負担となります。</u>	
○ドックをキャンセルされる場合には早めに市役所及び各実施機関にご連絡ください。	○ドックをキャンセルされる場合には早めに市役所及び各実施機関にご連絡ください。
略	略

#### 附 則

この告示は、令和5年2月6日から施行する。